

職員の給与の状況

●人件費の状況（平成 30 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成 31 年 3 月 31 日 人)	歳出額 (千円) A	実質収支 (千円)	人件費 (千円) B	人件費率 (B/A) (%)	前年度 人件費率 (%)
15,950	7,029,763	327,341	1,236,007	18	18

●職員給与費の状況（一般会計予算）

職員数 A	給与費				1 人当たり給与費 (B/A) (千円)
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計 B (千円)	
1 5 5 人	586,788	200,371	237,314	1,024,473	6,610

●職員の平均給料月額および平均年齢の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

一般行政職		技能労務職	
平均給料月額(円)	平均年齢(歳)	平均給料月額(円)	平均年齢(歳)
319,267	42.4	該当なし	該当なし

●職員の初任給の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

	大学卒	短大卒	高校卒
法定初任給額(円)	191,600	171,000	156,400
採用 2 年経過給料額(円)	208,000	193,400	172,500

●職員の在職年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

区 分		在職年数 7 年以上 10 年未満 (円)	在職年数 10 年以上 15 年未満 (円)	在職年数 15 年以上 20 年未満 (円)
一 般 行 政	大学卒	252,733	290,483	328,544
	短大卒	該当者なし		323,400
	高校卒	該当者なし		315,217

●階級別職員数の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務	主事	副主査	主任主査	副主幹	課長	課長
職員数 (人)	31	22	63	46	8	1
構成比 (%)	18.13	12.87	36.84	26.90	4.68	0.58

※派遣・指導主事含む

●特別職の報酬などの状況

区 分		給料月額等(円)	期末手当		
給 料	町 長	557,200	【令和元年度支給割合】		
	副町長	544,000	6 月期	12 月期	計
	教育長	509,000	1.5 月分	1.6 月分	3.1 月分

区 分		給料月額等(円)	期末手当		
報 酬	議 長	299,000	【令和元年度支給割合】		
	副議長	242,000	6 月期	12 月期	計
	議 員	221,000	1.5 月分	1.6 月分	3.1 月分

●手当の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在

区 分	6 月期	12 月期	合計
期末手当	1.275 月分	1.275 月分	2.55 月分
勤勉手当	0.925 月分	0.925 月分	1.85 月分
合 計	2.2 月分	2.2 月分	4.4 月分

※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり

(平成 30 年度)

区 分	支給総額 (千円)	職員 1 人当たりの支給月額 (円)
扶 養 手 当	20,877	22,300
住 居 手 当	4,258	25,340
通 勤 手 当	6,541	5,000
時間外手当	24,733	13,130
寒冷地手当	9,843	11,780

平成 31 年 4 月 1 日現在

区 分	福島県市町村総合事務組合支給率		
退職手当		自己都合	定 年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
1 人当たりの平均支給額 12,134 千円			

※このほか在职期間の職責貢献に応じた調整額あり

※支給は福島県市町村総合事務組合が実施

※1 人当たりの平均支給額は平成 30 年度に退職した職員に支給された平均額

●職務専念義務の免除の状況（平成 30 年度）

主なもの：研修、人間ドック受診、免許更新など

●営利企業など従事の許可状況

許可件数 (件)	許可事例
5	会津坂下町勤労者互助会 事務局長 等

●公務災害の発生状況

公務災害	通勤災害
3 件	1 件

●福利厚生制度の概要や負担状況

区 分	概 要	決算額
福島県市町村 共済組合	短期給付（健康給付）、長期給付（年金）、福祉事業（保険、貸付など）	負担金 188,960 千円
会津坂下町 職員互助会	給付事業（短期給付、福祉給付）、貸付事業、研修および福利厚生事業、スポーツ・レクリエーションに関する事業	6,619 千円

町職員の給与・定員状況を公表します

職員の任命および職員数に関する状況

●部門別職員数

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度
一般行政部門	議会	3	3	0	0
	総務	35	36	▲1	1
	税務	10	10	0	0
	民生	23	22	1	▲2
	衛生	9	9	0	▲2
	農林水産	13	13	0	0
	商工	5	5	0	▲1
	土木	12	13	▲1	▲1
	小計	110	111	▲1	▲5
特別行政部門	教育	43	42	1	▲3
普通会計計		153	153	0	▲8
公営企業等会計部門	水道	4	4	0	1
	下水道	3	3	0	▲1
	国保	5	6	▲1	0
	介護保険	5	5	0	1
	小計	17	18	▲1	1
合計		170	171	▲1	▲7

※上記職員数は毎年4月1日現在で総務省自治行政局公務員部給与能率推進室で行っている「地方公共団体定員管理調査」（特別職、再任用職員、臨時職員を除く）の人数

●職員の採用および退職の状況

	行政職	技能労務職
採用	4人(3人)	0人
退職	5人(3人)	1人(1人)

※採用は平成31年4月1日、退職は平成30年度
※()は女性数で、内書き

●再任用職員の状況

	フルタイム勤務職員	短時間勤務職員
令和元年度	3人(1人)	0人
平成30年度	2人(0人)	0人

※()は女性数で、内書き

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

●休暇制度の種類など

平成31年4月1日現在

種類	付与日数・期間等
年次有給休暇	1つの年度ごとの休暇で、その付与日数は最大20日
病欠休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として町長が規則で定める場合における休暇 主な特別休暇：産前産後休暇（出産予定日前8週間以内および出産後8週間以内の期間）、夏季休暇（7月～9月の期間内で5日以内の期間）、忌引き休暇（死亡した者の続柄により1～10日）
介護休暇	配偶者、父母、子などが負傷、疾病、または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間。

●勤務時間の概要（一般事務職）

1 週間の正規の勤務時間		38 時間 45 分
開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午～午後 1 時

※生活課などでは、上記と異なる場合あり

●年次有給休暇の取得状況（平成30年度）

平均取得日数
10.5日

●職員の休業に関する状況（平成30年度）

区分	取得者数
育児休業	8人(8人)
育児部分休業	1人(1人)

※()は女性数で、内書き

●職員の分限および懲戒処分の状況（平成30年度）

分限処分(人)			懲戒処分(人)			
免職	降任	病欠休職	免職	停職	減給	戒告
0	0	1	0	0	1	4

●公平委員会の業務の状況（平成30年度）

業務の種類	件数(件)
職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	0
職員に対する不利益処分に関する審査請求の状況	0
人事行政相談の状況	0

●人事評価の状況

評価の仕組み	業務評価、能力評価
評価者	(基本)一次評価:班長 二次評価:課長
評価方法	評価項目により、複数回の面談を経て評価を実施

●退職管理の状況

退職	再就職先				再就職者合計(人)
	町特別職	町再任用職員	民間企業等	その他	
6人	0	1	1	1	3

※退職人数に特別職を含む

●職員の研修の状況（平成30年度）

区 分		受講者数 (人)
庁内研修	職 員 全 体 研 修	町として緊急の課題に対応するため重点的に取り組む内容を研修する 278
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルス不調者の予防および早期発見・早期対応のための研修 128
	中 堅 職 員 研 修	採用 8 年目以上、概ね 3 0 代後半～ 4 0 代前半の中堅職員を対象としたスキルアップ研修 117
外部研修	ふくしま自治研修センター研修	専門性や職位の業務のレベルアップを図る研修 56
	北本市との交流	姉妹都市「北本市」との交流事業のひとつとして人の交流を図る 6
	そのほか民間研修	職務の専門性を高める研修や実務研修など 9

町の部 2年連続入賞を目指して…チーム一致団結！！

第31回 ふくしま駅伝



11月17日(日) 午前7時40分スタート

白河市しらかわカタルスポーツパーク陸上競技場⇒福島市福島県庁前 16区間 94.8km

■大会当日のレース状況はラジオ福島で完全生放送 ■TUFテレビュー福島で前半生中継

◆昨年の成績 タイム 5:35'45" 町の部 第8位

チームナンバーは『33』。
全力で駆け抜ける選手たちを応援しよう！

「『日本一』のふくしまをつくる」をスローガンにタスキを繋ぐ『第31回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会』が11月17日(日)に開催されます。

会津坂下町チームは第2回大会から参加し、30回目の出場となります。今大会は「2年連続入賞」を目標に、選手一人ひとりが自分の力を出しきり入賞を目指します。

■練習に励む会津坂下町チームの様子や抱負などを加藤秀法監督に伺いました。

―監督就任4年目を迎え、今年「目標を明確化し行動する」をテーマとして取り組んできましたが、チームの中でも形になってきているように感じます。近年力を出し切れずに悔しい想いを持った選手もおりますが、『速い』ではなく『強い』ランナーへ変わりつつあるように思います。

チームの仕上がり状況として



かとう よしのり
加藤秀法
会津坂下町チーム監督

平成7年より在籍。選手・コーチを経て、平成28年に監督に就任。「先を見据えたチームづくり」に取り組む。「中高生の層をさらに厚くし、チームの核となるランナーの育成に取り組んでいます。」と語りました。

は、中学生、高校生の男子が順調に記録を伸ばし、練習でも声を掛け合いながらいい雰囲気での練習ができています。故障者もおり戦力的には厳しいところもあります。が、選手一人ひとりが自分自身の目標を定め、その目標を達成するためには何が必要か、それぞれが自身を見つめながら、仲間と練習に取り組むことができています。

「完全燃焼」をチームの合言葉に、今年も町の部入賞を勝ち取っていききたいと思います。

町民の皆さまの熱い声援をお願いします。

会津坂下町チーム選手候補紹介

監督



加藤 秀法
(青津)

コーチ



遠藤 晃
(新開津)

顧問



遠藤 和崇
(新開津)

主将



田代直希
(上町出身)
郡山自衛隊



武田 勝
(御池田出身)
郡山自衛隊



大堀利文
(中開津)
会津坂下町役場



永山義信
(袋原)
会津坂下町役場



大島和真
(大上)
アルトン工業



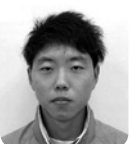
田中啓太
(新町)
会津坂下町役場



田中雄太
(新町出身)
川崎市立小学校教員



伊藤裕紀
(羽林)
茨城大学 4年



小熊尚也
(太田谷地)
国際武道大学 3年



北村真悟
(沖)
福島大学 2年



関口渉友
(塔寺)
日本体育大学 2年



木戸駿翔
(金上)
喜多方高校 3年



小林憲和
(沖)
会津農林高校 3年



鈴木 翔
(村田)
会津学鳳高校 2年



山田遥希
(東原)
会津農林高校 2年



関口 諒
(長井)
喜多方桐蔭高校 1年



五十嵐千尋
(桜木町)
坂下中学校 2年



遠藤 司
(新開津)
坂下中学校 2年



栗城優之介
(茶屋町)
坂下中学校 2年



玉川 准
(五香)
坂下中学校 2年



渡辺一司
(上金沢)
坂下中学校 2年



河原田大樹
(矢ノ目)
坂下中学校 1年



渡部陽翔
(細工名)
坂下中学校 1年



遠藤浩子
(新開津)
坂下南小学校教員



二瓶 茜
(青木)
福島大学 2年



二瓶陽日
(青木)
喜多方高校 2年



二瓶若菜
(青木)
坂下中学校 2年



平野舞紘
(気多宮)
坂下中学校 1年

コース紹介



バスでふくしま駅伝の応援に行こう！

大会当日は選手応援のためにバスを運行します。選手の力走に大きな声援を送りましょう！

- ▼日 時 11月17日(日) 午前5時 集合出発
- ▼集合場所 中央公民館前駐車場
- ▼応援箇所 白河(スタート)～郡山～福島(ゴール)
※5箇所程度予定
- ▼定 員 25名(先着順)
- ▼締 切 日 11月15日(金) まで



【申し込み・問い合わせ 特定非営利活動法人 スポーツクラブバンビィ ☎83-2301】

福島県議会議員一般選挙

投票日

11月10日(日)

投票時間

午前7時～午後7時



投票日当日に投票に行けない方は、期日前投票ができます。
棄権しないで投票しましょう！

期 日 前 投 票 所	
場 所	会津坂下町役場 東分庁舎
期 間	11月1日(金)～9日(土)
時 間	午前8時30分～午後8時

入場券が変わります

福島県議会議員一般選挙 投票所入場券

投票日時 令和元年11月10日(日) 午前 7 時から午後 7 時まで

住所 [] 氏名 [] 性別 [] 年齢 []

投票区 [] 投票所 [] 名簿番号 []

期日前投票宣誓書 ※当日投票される方は記入不要です。
投票日は下記理由に該当する見込みです。 令和元年11月 日

住 所 [] 上記住所と同じ

氏 名 [] 生年 月 日 明・大 昭・平

理 由 (番号に○) 1 仕事・学業・冠婚葬祭 2 旅行などの外出・滞在 3 病気・けが・出産など 4 他市区町村に住所移転 5 天災又は悪天候

- ・1枚のハガキで4人分になりました。
最大6名だった入場券が4名になりました。
世帯で選挙人が5名以上いる場合は2通ハガキが届きます。ご注意ください。

福島県議会議員一般選挙 投票所入場券

投票日時 令和元年11月10日(日) 午前 7 時から午後 7 時まで

住所 [] 氏名 [] 性別 [] 年齢 []

投票区 [] 投票所 [] 名簿番号 []

期日前投票宣誓書 ※当日投票される方は記入不要です。
投票日は下記理由に該当する見込みです。 令和元年11月 日

住 所 [] 上記住所と同じ

氏 名 [] 生年 月 日 明・大 昭・平

理 由 (番号に○) 1 仕事・学業・冠婚葬祭 2 旅行などの外出・滞在 3 病気・けが・出産など 4 他市区町村に住所移転 5 天災又は悪天候

切りはなして、各自お持ちください

- ・期日前投票宣誓書が「表面」になりました。
入場券の裏面に印刷してあった宣誓書を入場券の下(表面)にしました。記入方法・内容は今までと変わりません

- ・ハガキをめくるのは1回だけです。
届いたハガキを1回めくれば4人分の入場券と期日前投票宣誓書が記載されています。入場券をめくって名前を確認してから投票所へお持ちください。

住宅にお困りの方を対象に、町営住宅の入居者を募集します

【募集住宅】

団地名 / 住宅棟	住 所	住宅の構造	タイプ	家賃	学 区
古町川尻団地 2号棟 119号室 (3階) 2号棟 211号室 (3階)	字古町川尻 426 (緑町)	昭和 52 年度建築 鉄筋コンクリート造 4 階建 エレベーターなし	3DK	12,700 ~ 25,000 円	幼稚園 / 坂下東幼稚園
古町川尻団地 5号棟 233号室 (1階) 5号棟 243号室 (2階)		昭和 54 年度建築 鉄筋コンクリート造 4 階建 エレベーターなし	3DK	13,900 ~ 27,200 円	小学校 / 坂下東小学校
中岩田南団地 8号棟 303号室 (3階)	字中岩田 10 (新町)	平成 22 年度建築 鉄筋コンクリート造 3 階建 エレベーターつき	2DK	19,000 ~ 37,300 円	幼稚園 / 坂下南幼稚園 小学校 / 坂下南小学校

※いずれの住宅も、家賃は収入により異なる。

【入居要件】 ●古町川尻団地

・駐車場無し。民間駐車場を借りることを条件。

●中岩田南団地

- ・駐車場 (1 台分) 有り。(月額 2,500 円)
- ・浴槽・給湯器などの別途リース料がかかります。(月額 1,650 円)
- ・原則単身者入居の申し込み不可。

【その他】

●今後の退去状況などにより、募集戸数が増加する場合有り。

▼入居予定時期 12 月上旬頃

▼入居資格 次の(1)~(7)すべて満たすこと。

- (1)現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (2)地方税および上下水道使用料などを滞納していないこと。
- (3)過去に公営住宅に入居していた方およびその配偶者が入居する場合は、過去の家賃を滞納していないこと。
- (4)世帯の収入が、公営住宅法により定められた収入額以下であること。(原則 月収 158,000 円以下)
- (5)入居しようとする者が暴力団員など反社会的勢力に該当しないこと。
- (6)単身入居 (中岩田南団地を除く) の場合は、次のいずれかに該当すること。
 - ①年齢が 60 歳以上であること。
 - ②身体障害者手帳 (1 ~ 4 級) 所持者
 - ③精神障害者手帳 (1 ~ 2 級) 所持者
 - ④知的障がい者 (精神障がいに相当する程度)
 - ⑤戦傷病者手帳 (特別項症 ~ 第一款症) 所持者
 - ⑥原子爆弾被爆者 (厚生労働大臣の認定を受けた方)
 - ⑦生活保護法に基づく被保護者等
- (7)その他
 - ①団地内のルールを守り、お互いに協力して円滑な共同生活ができる方
 - ②家賃の支払など契約条項を遵守できる方

▼申し込み方法【申し込みに必要な書類】

- (1)町営住宅入居申込書 (建設課都市土木班に有り)
- (2)住民票謄本 (市町村の戸籍窓口で交付)
 - * 入居者全員の本籍・続柄・世帯主が記載されているもの
 - * 別居扶養親族がいる場合はその方の分も必要です。
- (3)所得を証明できる書類 (所得証明書など)
 - * 18 歳以上の入居者全員。所得のない方も必要です。ただし、所得のない高校生・大学生は学生証の写しでも可
 - * 18 歳未満の方でも収入のある方は所得証明書が必要。
- (4)納税証明書 (市町村の税務窓口で交付)
 - * 他市町村に住所がある方は、当該年度および過去 2 か年分の納税証明書が必要です。
- (5)婚約証明書 (婚約中の方が申し込む場合)
- (6)現在お住まいのアパートの賃貸借契約書写し
- (7)入居の際は連帯保証人が 1 名必要です。

▼受付期間

10 月 28 日 (月) ~ 11 月 11 日 (月)
土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分 ~
午後 5 時 15 分まで

道路管理へのご協力をお願いします



道路の老朽化が目立ってきています。町では、道路パトロールを実施していますが、目が行き届かないところも生じます。毎日の通勤、通学に必要な道路を安全なものとするため、道路管理へのご協力をお願いします。

①道路や歩道への樹木の張り出し、倒木などにご注意ください。

道路や隣接地へ樹木が倒れるなどして、家屋や車両が破損する事故が発生しています。**町で対応するのは、台風や大雨などによる倒木で通行に支障がある緊急時のみとなります。**倒木の恐れがあるものや道路へ張り出した枝は、所有者が責任を持って管理しましょう。

※倒木などにより他者に損害を与えた場合は、所有者が損害賠償責任を問われます。

お願い

- 道路上に樹木や枝が張りだしている場合には、樹木の伐採または枝払いを行いましょう。
- 傾いている木など倒木のおそれのある場合は、樹木の伐採を行いましょう。
- 病虫害による松枯れ、ナラ枯れなどは、倒木の危険があるので防除伐採などの措置を行いましょう。
- 日常管理に加え、強風、大雨、大雪の際は、危険がないか特に注意をはらいましょう。

②道路上の異常（穴が開いている・水が出ているなど）を見つけた時。

通行車両や歩行者に対して、重大な事故の原因となりえる異常・破損箇所を発見したら、下記までご連絡ください。

危険

- 道路の穴、陥没、路肩が崩落している。
- 道路側溝、ガードレールなどの破損
- 道路や歩道への倒木
- 大雨などにより水が溢れて道路が通れない場合。

③道路や歩道に敷鉄板などを置く場合は、許可が必要です。

工事などで道路や歩道に敷鉄板などを置く場合には許可が必要です。下記までご連絡ください。

【問い合わせ 建設課 都市土木班 ☎84-1506】

令和2年度「幼稚園新入園児」募集！

申込期間 12月2日（月）～7日（土） 正午～午後6時

申し込み 必要書類を持参のうえ、お住まいの地区により各幼稚園へお子さんと一緒に来園してください。※申込み時に面談があります。

◆対象となるお子さん

年 齢	生年月日
3 歳児 (年少)	平成 28 年 4 月 2 日 ～ 平成 29 年 4 月 1 日 生まれ
4 歳児 (年中)	平成 27 年 4 月 2 日 ～ 平成 28 年 4 月 1 日 生まれ
5 歳児 (年長)	平成 26 年 4 月 2 日 ～ 平成 27 年 4 月 1 日 生まれ

◆対象施設・通園区域（行政区）

●坂下南幼稚園

坂下地区（橋本・仲町・小原・新栄町・柳町・諏訪町・鉄砲町・新町・新富町）、若宮地区、川西地区、八幡地区、高寺地区

●坂下東幼稚園

坂下地区（古坂下・上町・桜木町・緑町・本町・茶屋町）、金上地区、広瀬地区

◆提出物

- ・必要書類（①認定申請書、②入園許可申請書）
- ・預かり保育申請書※ ・就労証明書※

※預かり保育利用希望者のみ。

必要書類は、各幼稚園および子ども課（南分庁舎）にて11月18日（月）より配布します。

◆申込先

入園予定の幼稚園

※印鑑が必要です。忘れずに持参してください。

※すべての必要書類がそろわない場合は、受付できない場合があります。



【問い合わせ 子ども課 子ども支援班 ☎84-3712 / 坂下南幼稚園 ☎83-2410 / 坂下東幼稚園 ☎83-8590】

続報・高寺山遺跡調査成果

「御神体」の石を検出！ 神仏習合※か

※神仏習合：日本土着の神道と仏教が融合した宗教現象

今年5～7月にかけて行われた高寺山遺跡発掘調査にて、新たに「御神体」の石が発見されました。山岳寺院を考える上で重要な発見となった今回の調査内容からどのような新知見が示されたのか、詳細をお伝えします。

現在までの経過

地元の強い要望により平成29年度から調査を開始、昨年度調査では寺院跡（八角円堂※1）や御食容器※2などを検出し、高寺は伝説ではなく、実在した山岳寺院と証明されました。

●第1次調査については「広報あいづばんげ 平成30年度12月号」をご覧ください。

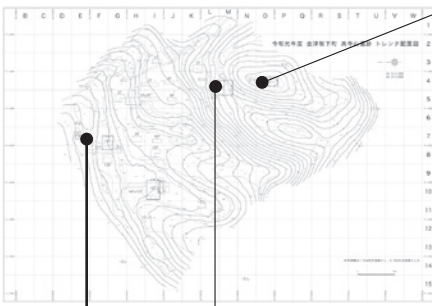
※八角円堂：鎮魂の堂の役割をもつ例が多い。法隆寺夢殿（奈良県）、佛性寺本堂は茨城県同様な形状。

※御食容器：供養具、僧具として重要な鉄鉢形鉢

年代	事柄
昭和 37 年	寺屋敷跡発掘調査 並べられた直径7～8寸の平石検出
平成 10 年 平成 29 年	地元から調査要望 重要遺跡範囲内容確認調査（踏査・現況測量）7面の平場・堀状の谷が巡るマウンドが検出
平成 30 年	高寺山遺跡第1次調査 御食容器、八角円堂など検出
平成 31 年	高寺山遺跡第2次調査

第2次調査箇所と検出状況

【高寺山遺跡・全体図】



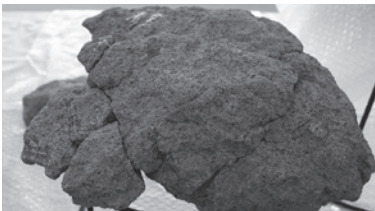
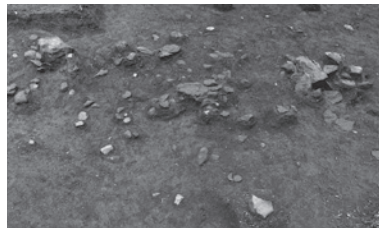
マウンド部※

直径約4mの赤土のマウンドを検出。ここから石組み遺構（表面が焼け金属融着）や多数の炭化物が検出された。

※マウンド…人工的に尾根を削りだした小丘

御神体が出土した5号平場

焼けてバラバラだった石は、復元により流紋岩の自然石（御神体）と判明。高寺山にはこのような流紋岩は存在せず、他の地域から持ち運ばれてきたもの。京都の幸神社の御神体と類似している。



流紋岩の自然石2つの復元状況…大きな石の上に小さい石を載せていたとみられる



敷石遺構

谷部には河原石が敷き詰められていた（敷石遺構）。ここに水を溜め、五穀豊穡を祈るお水取り※のような行事を行っていた。

※奈良東大寺二月堂でおこなわれる行事

今回検出された遺構・遺物の考察

■焼けた石は御神体の可能性

本遺跡で本堂の場所から出土した焼けた石を復元した結果、30cm×30cmと80cm×60cmの2個の流紋岩の自然石と判明。「この石には加工の痕跡は無く石塔ではない。屋内で高温の火を受けたとも考えられ、御神体の可能性が強い。」（近藤真佐夫氏…日本考古学協会・石塔研究者）、また、「何らかの理由で焼けた後に供養して埋めた可能性がある」（山中雄志氏…高寺山遺跡調査指導委員）とそれぞれ指摘されました。

■マウンド部は護摩壇

天台・真言の平安密教は護摩壇を四角にしており、今回検出された遺構は円形だったことから、古密教の可能性があると指摘されました。（時枝務氏…立正大学教授）

高寺山における宗教行事の一部が判明

最初は仏教と土着的な信仰の場か

前回検出された八角円堂跡とは異なる9世紀初頭の遺構や遺物（護摩壇・御神体など）から、本遺跡において新旧異なる寺跡の存在が明らかになりました。初期は土着的な信仰が行われていましたが、何らかの理由（後に登場する仏教による先の信仰の否定か）で廃絶し、直後に異なる仏教文化が隆盛したと考えられます。

地元の要望により実現した発掘調査で、「高寺山」の信仰が徐々に明らかになりつつあります。